

方針 生き物の生息・生育空間である生態系ネットワークの拠点（エリア）の創出

都市公園や公共施設などの公共空間におけるみどりだけではなく、住宅や、屋上・壁面も含めた民有地での緑化は、市内を流れる淀川や大和川、さらには琵琶湖、生駒山など周辺エリアの豊かな自然と相まって、生き物の生息・生育空間を連続的に広げていくことにつながります。そのため、民間事業者、市民などと連携して、生き物の生息・生育空間の拠点（エリア）となる自然環境の整備を進めます。

【具体的施策 No.20】

<p>取組み</p>	<p>緑化重点地区においてみどりを質・量ともに豊かなものにします</p>
<p>内容</p>	<p>グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）の概念の浸透を図りながら、「新・大阪市緑の基本計画」に定める緑化重点地区である以下の6地区において、重点的に緑化を推進します。</p> <p>【緑化重点地区】</p>  <p>■ : 都市公園</p>
<p>関係所属等</p>	<p>環境局、建設局、港湾局</p>

【具体的施策 No.21】

取組み	事業所や家庭などでみどりを質・量ともに豊かなものにしよう
内容	<p>自然環境の連続性確保など質・量ともに豊かなみどりを市民などとともに形成していくため、グリーンインフラの概念の浸透を図りながら、事業所や家庭などにおいて緑化の取組みを進めるよう働きかけます。</p> <p>【大阪市の主な取組み】</p> <p>面積 500m²以上の敷地で建築物の新築などをしようとする建築主に対して、大阪市みどりのまちづくり条例及び建築物に付属する緑化などに関する指導要綱に基づき敷地面積の3%以上の緑地を接道部に確保するよう指導します。</p> <p>総合設計制度を用いて建築しようとする建築物に屋上・壁面緑化を行う場合に、一般的な公開空地により得られる割増容積率に加え、屋上緑化などの面積に応じて容積率を割増しする「屋上緑化等容積ボーナス制度」を実施することにより、民有地における屋上緑化などを促進します。</p> <p>生産緑地法に規定する農地に対して、都市計画運用指針（国土交通省策定）などに基づき、適正な保全を図ります。</p> <p>大阪市関連施設において、緑化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎・事務所（市庁舎、区役所、消防署、公園事務所など） ・学校園（幼稚園、小学校、中学校、高等学校） ・市営住宅 ・教育・文化・スポーツ施設（図書館、博物館、美術館、スポーツセンター、プールなど） ・上下水道関係施設 ・社会福祉・保健施設（保育所、老人福祉センター、障がい者福祉施設など）
関係所属等	区役所、全局・室
関係先	市民、環境NGO/NPO、研究機関・研究者、民間事業者

（コラム 18） 都市農業の重要性

都市農地は、都市に残された貴重な緑地であり、都市農業は、新鮮な農産物の供給に加え、防災、良好な景観の形成、さらには生物多様性などに資する都市の緑としての機能など、多様な機能を発揮することが期待されています。しかし、本市における農地面積は減少傾向にあり、平成29年（2016）1月現在における農地面積は90.82haとなっています。減少の要因としては、都市化の進展、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足などが挙げられます。こうした中、「都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資すること」などを目的とする都市農業振興基本法が平成27（2015）年4月に制定され、同法に基づき、都市農業振興基本計画が平成28（2016）年5月に閣議決定されました。

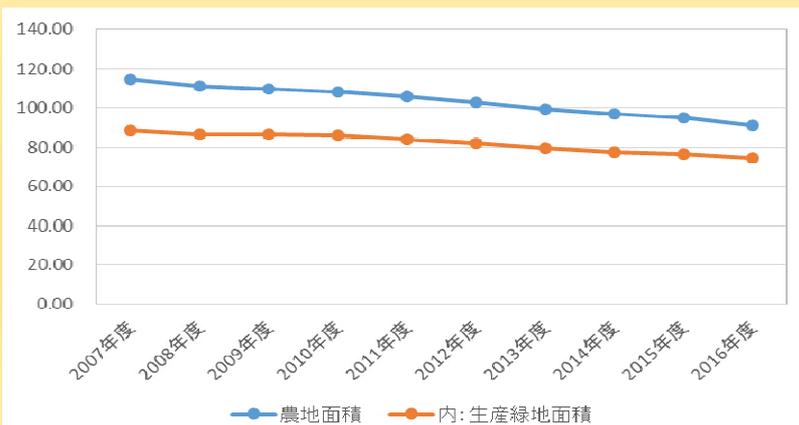
国の基本計画では、都市農地の位置付けに関して、従前の「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に都市農地を保全することとされており、都市農業の役割は、さらに重要になっていくものと考えられます。

大阪市内における農地面積の推移

単位:ha

年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
農地面積	114.91	111.38	110.03	108.54	105.73	102.77	99.33	96.74	94.83	90.82
内:生産緑地面積	88.39	86.62	86.35	85.96	84.03	82.23	79.64	77.90	76.51	74.96

大阪市調べ



《コラム 19》 グリーンインフラとは？

グリーンインフラストラクチャー（以下「グリーンインフラ」という。）とは、土地利用において自然環境の有する防災・減災、地域振興、環境などの機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方であり、近年、欧米を中心にこの考えに基づく取り組みが進められようとしています。グリーンインフラに関する統一的な定義はありませんが、2013年5月に欧州連合（EU）で策定された「EUグリーンインフラストラクチャー戦略」によると、「生態系サービスの提供のために管理された自然・半自然地域の戦略的に計画されたネットワーク」と定義されています。また、同戦略では、主要政策へのグリーンインフラの組み込み、自然環境の再生などの事業の実施、調査研究の推進、資金の動員などが明記されています。こうした動きを踏まえ、ドナウ川流域では、生物多様性保全と災害対策を目的として約20万haの氾濫原湿地の自然再生が予定されています。

また、米国では、2008年に環境保護庁が州政府と協力して、洪水や下水処理の包括的な対策として、「グリーンインフラストラクチャー行動戦略」を策定しました。この戦略では、自然環境に加え、屋上緑化や雨水浸透道路などもグリーンインフラの対象とし、水処理やヒートアイランド対策などの主に都市域におけるグリーンインフラの活用方をまとめています。ニューヨーク市では、合流式下水道の越流水対策にかかる負担を削減するために、より経済的な対策として、2.4億ドルをグリーンインフラに投資することを決定し、屋上緑化、透水性舗装、緑地や湿地の確保といった取り組みなどを進めることにより、従前の公共事業のみの対策と比較して1.4億ドルの経費の削減を見込んでいます。

出典：環境省HP

都市環境改善に資する緑化



なんばパークス

提供：南海電気鉄道(株)

沿道緑化（緑陰形成）



大阪ビジネスパーク（OBP）

軌道敷緑化



阪堺電車

遊水地（治水緑地）



恩智川治水緑地

出典：大阪府HP

緑豊かな歩道



日本生命保険相互会社東館

出典：大阪府HP

環境親和型ランドマークビル



新ダイビル 堂島の社

出典：大阪府HP

《コラム 20》 都市の中のオアシス「なんばパークス」

なんばパークス（平成 19（2007）年 4 月全館開業）の屋上庭園「パークスガーデン」は、商業施設としては国内最大級規模の屋上庭園で、約 500 種類、10 万株以上の多彩な樹木や草花が植えられています。また、環境に配慮して無農薬で管理されているため、人・植物・生きものに優しく、都心で珍しい鳥や昆虫と出会うことができる貴重なスポットとなっています。

確認された希少種の鳥類（渡り鳥）

- ・サシバ（環境省／絶滅危惧 類、大阪府／絶滅危惧 類）
- ・コサメビタキ（大阪府／絶滅危惧 類）
- ・センダイムシクイ（大阪府／準絶滅危惧）



コサメビタキ



センダイムシクイ

【具体的施策 No.22】

取組み	「おおさか生物多様性パートナー協定制度」の活用を促進し、民間事業者との連携を強化します
内容	大阪府は「おおさか生物多様性パートナー協定制度」を活用し、民間事業者の生物多様性保全活動を促進しています。大阪市も大阪府と連携して制度のPRに取り組むとともに、情報発信や生物多様性に関するイベントの企画・実施などで民間事業者との連携強化に取り組みます。
関係所属等	環境局

自社敷地内に整備したピオトープを活用した希少種などの保護活動など、民間事業者の生物多様性保全活動を支援するため大阪府が創設した協定制度。民間事業者の生物多様性保全活動に対し、大阪府は活動内容の認証やホームページによる活動紹介、大学・試験研究機関などの専門機関は活動に対する助言・指導など技術的支援を行っています。

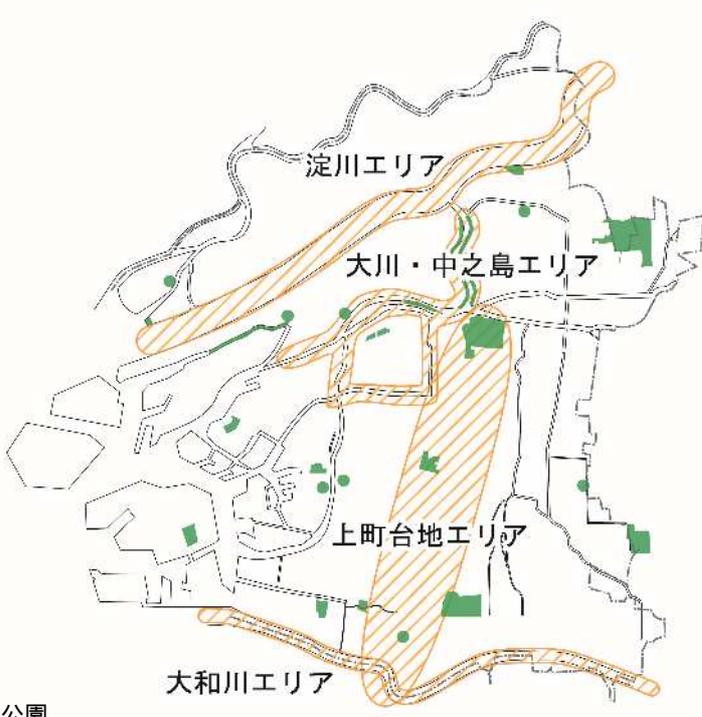
方針 生態系ネットワークの形成と広域連携の取組み

大阪市には、生物多様性ホットスポットや大規模公園などの自然があります。これらをつなぐ河川や道路に沿ってみどりをつなげ、みどりの骨格の形成に努めるなど、生態系ネットワークの形成を図ります。また、市内の自然が、生駒山、淀川、大阪湾などの広域的な自然との「つながり」の中にあることを踏まえ、こうした自然との連携・ネットワーク化などを考慮した広域連携の取組みを進めます。

【具体的施策 No.23】

取組み	河川、道路に沿ってみどりをつなげていきます
内容	都市の骨格を形成する河川、道路は、大規模公園などの生態系の各拠点を結び、生き物の移動空間としての役割をはたしており、生態系ネットワークの拡大に大きく寄与するため、行政、市民、民間事業者などが連携して、緑化の推進に努めます。
関係所属等	環境局、建設局

【具体的施策 No.24】

取組み	みどりの骨格をつくろう
内容	<p>市内には、上町台地の斜面地のみどりや淀川、大和川などの貴重な自然があります。これらの自然は生き物の移動空間としての役割をはたしており、生態系ネットワークに大きく寄与します。</p> <p>そのため、「新・大阪市緑の基本計画」の“みどりの骨格”の形成に向け、みどりの保全に努めるとともに、市民、民間事業者の意識啓発に努めます。</p> <p>【大阪の個性を特徴づける自然・歴史・文化を感じる“みどりの骨格”】</p>  <p>The map illustrates the 'Green Skeleton' of Osaka, highlighting key green corridors and nodes. The corridors are shown as orange hatched areas along the Yodo River (淀川エリア), Arakawa River (大川・中之島エリア), and Yamato River (大和川エリア). The Umeda Plateau (上町台地エリア) is also marked. Green squares represent urban parks (都市公園). The map shows how these elements connect to form a network for biodiversity and green spaces.</p> <p>■ : 都市公園</p>
関係所属等	環境局、建設局
関係先	国、市民、民間事業者

【具体的施策 No.25】

取組み	大阪湾再生行動計画に基づく大阪湾水質改善に向けた再生プロジェクトを展開します		
内容	<p>大阪湾再生行動計画（第二期）に基づき、大阪湾の水質環境改善に向けた再生プロジェクトを展開します。特に、アピールポイントのエリア内において、水質の改善や生物多様性に配慮した整備、普及啓発などに取り組みます。</p>		
	アピールポイント	主 な 施 策	
	まちなかで水に親しめる水都大阪の水辺・海辺	矢倉緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・普及啓発の推進
		舞洲～夢洲、新島、咲州	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した緩傾斜護岸の整備（新島） ・緩傾斜護岸におけるモニタリング調査（新島） ・普及啓発の推進
		OBP 周辺（寝屋川水系）	<ul style="list-style-type: none"> ・「寝屋川流域水環境改善計画」に基づいた施策の推進
道頓堀川・東横堀川	<ul style="list-style-type: none"> ・水質浄化対策の推進 		
市民が参加した川づくりが進む大和川	大和川	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・普及啓発の推進 	
関係所属等	環境局、建設局、港湾局、環境科学研究センター		
関係先	国、大阪府、環境NGO/NPO		

【具体的施策 No.26】

取組み	広域的な生態系ネットワークの形成に向けた広域的な取組みを実施します	
内容	<p>国、関西広域連合、府、周辺市、環境NGO/NPOなどとの連携を強化しながら、市内の生物保全活動を推進するとともに、関西広域連合の構成団体として、広域的な生物多様性保全活動に取り組みます。</p>	
関係所属等	環境局、自然史博物館、環境科学研究センター	
関係先	国、大阪府、関西広域連合、環境NGO/NPO	

【基本戦略 C】 生物多様性に配慮した生産・消費への変革

ねらい：消費者の生物多様性に関する意識が高まっていけば、企業も持続可能性や企業戦略の観点から生物多様性の保全や配慮に積極的に取り組んでいくことが必要となります。そのため、生物多様性保全に配慮していることが確認されている認証製品の選択的購入や食品ロスの削減など、普段の生活の中で誰でも実施できる変革を広げていくことが重要です。こうしたことから、一大消費地としてのポテンシャルを活かし、国外も含めた他地域の生物多様性に好影響を与える消費へと変え、それにより生産活動も変えていきます。

方針 暮らしと生物多様性の関わりの発信

「なにわの伝統野菜」などを活用した地産地消を進めていくことは、身近な地域の風土への関心を高め、食をはじめ生物多様性の恵みに感謝する気持ちを育むほか、輸送に必要なエネルギーの削減により環境への負荷低減にもつながります。そのため、日常生活の中から消費を見直していくことをめざし、「なにわの伝統野菜」などを用いた「食育」などに取り組みます。

【具体的施策 No.27】

取組み	食育に関する普及啓発を進めよう
内容	生物多様性の恵みである食を持続的に利用し、持続可能な暮らしを次世代に引き継ぐため、行政、環境NGO/NPO、民間事業者などが連携して、食育に関する普及啓発活動を進めます。
関係所属等	区役所、中央卸売市場、健康局、環境局、教育委員会事務局、消費者センター
関係先	環境NGO/NPO、民間事業者

【具体的施策 No.28】

取組み	なにわの伝統野菜など地元の産物をPRしよう
内容	大阪市内を中心に生産されている「なにわの伝統野菜」を認知してもらうため、行政、生産者、民間事業者などが連携して、各主体のホームページやチラシなどによるPRを進めます。 また、生物多様性を保全する上で、地産地消の重要性を理解してもらうため、「なにわの伝統野菜」などを取り上げた環境学習を実施します。
関係所属等	区役所、経済戦略局、環境局、建設局
関係先	市民、環境NGO/NPO、民間事業者

《コラム 21》 なにわの伝統野菜

近年、伝統ある野菜を見直そうという機運が高まっています。大阪市では、昔ながらの野菜を再び味わってもらえるよう、100年以上前から大阪市内で栽培され、大阪の農業と食文化を支えてきた歴史、伝統をもつ野菜9品目を「大阪市なにわの伝統野菜」として認証しています。

【なにわの伝統野菜】



《コラム 22》 都会に住む高校生の植物成長体験～なにわの伝統野菜の栽培を通して～

大阪市立扇町総合高等学校総合学科の授業「総合研究」では、「総合理科実践」を選択している3年生5名が「なにわの伝統野菜」の栽培に取り組んでいます。きっかけは「大阪学」という学校独自の授業。「なにわの伝統野菜」を学んでも実物を見る機会がないため、実際に栽培してみることに。

JA 大阪市の協力を得ながら、勝間南瓜（こつまなんきん）、玉造黒門越瓜（たまつくりくろもんしろうり）、毛馬胡瓜（けまきゅうり）の3種類を栽培しています。小学校以来植物を育てたことがない都会の高校生が自分たちで考え調べながら栽培しています。収穫までのハードルは高そうですが、生徒たちは意欲的に取り組んでいます。



方針 民間事業者の生物多様性の取組みの促進

民間事業者の事業活動は、生産・消費を通じて生物多様性の保全などにおいて大きな役割を担っていることから、民間事業者の生物多様性に対する意識の向上を図り、自主的な取組みを促進します。

【具体的施策 No.29】

取組み	遺伝子組換え生物などの使用などによる生物多様性への影響、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する普及啓発を進めます
内容	市内の民間事業者などに対して、遺伝子組換え生物などの使用による生物の多様性への影響、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する認知度を高めるため、国などと連携し、情報発信などに取り組みます。
関係所属等	環境局

（コラム 23） 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）について

進化を重ね生存競争を生き残ってきた生き物は、有用な技術・情報を秘めており、実際、医薬品などの中には生き物がいなければ開発できなかったものも少なくありません。生き物の種が多様であれば、将来、医薬品の開発などに役に立つ生き物が見つかる可能性も高くなり、また生き物の種が同じでも遺伝子が多様であれば、遺伝子の導入によって優れた品種を生み出せる可能性が高くなると考えられます。まさに生物多様性はイノベーションの宝庫であり、生き物の遺伝情報は「遺伝資源」と呼ばれています。それぞれの生物種は、長い歴史の中から生まれたユニークでかけがえのない存在であり、失われてしまった種や遺伝子を元通りに復元することはできないため、生物多様性の保全は極めて重要と言えます。

遺伝資源の利用とそこから得られる利益の配分をめぐることは、遺伝資源をもとに、新たな医薬品などを開発・製造する先進国の企業と、生き物の原産国や生き物を伝統的に利用していた地元の人々に利益が還元されないという不満をもつ発展途上国との間で対立が生じてきました。

こうした問題を解決するために、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択されたのが、遺伝資源の取得の機会（Access）及びその利用から生ずる利益（Benefit）の公正かつ衡平な配分（Sharing）に関する名古屋議定書です。

この議定書では、遺伝資源の利用から生じる利益を国際的に公正・衡平に配分することによって生物多様性の保全及び遺伝資源の構成要素の持続可能な利用に貢献することを定めています。日本政府も2017年5月にこの議定書を批准しています。

【具体的施策 No.30】

取組み	「生物多様性民間参画ガイドライン」に沿った自主的な取組みを進めよう
内容	環境省の「生物多様性民間参画ガイドライン～事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むため～」をホームページなどで紹介し、民間事業者による生物多様性保全の自主的な取組みを促進します。
関係所属等	環境局
関係先	国

民間事業者向けに、生物多様性の重要性や事業者と生物多様性の関わりのほか、生物多様性のための取組みを自主的に行う際の基本原則及び考慮すべき視点、実践のためのヒントなどを取りまとめたもの。生物多様性に配慮した製品やサービスの提供を通じて消費者のライフスタイルの転換を促すなど、自然との共生や持続可能な社会の実現に事業者が貢献していくことを期待しています。

【具体的施策 No.31】

取組み	生物多様性に配慮した木材製品の調達を進めよう
内容	市内の民間事業者に対して、持続可能な管理がなされた森林から切り出されたことが認証された木材製品の調達を促進するため、行政、環境NGO/NPOなどが連携して、ホームページなどでの情報発信などの普及啓発活動を推進します。
関係所属等	環境局など
関係先	環境NGO/NPO、民間事業者

《コラム 24》 生物多様性に配慮した木材製品調達を促す認証制度

環境・経済・社会の3つの側面から一定の基準をもとに適切な森林経営が行われている森林や経営組織などを、独立した第三者機関が認証し、その森林から生産された木材製品などにラベルを付けて流通させることで、持続可能性に配慮した製品を消費者が選択的に購入することを促し持続可能な森林経営を支援する取組みを、日本政府も奨励しています。

(主な認証制度)

(1) PEFC 森林認証プログラム

各国で個別に策定された森林認証制度の審査及びそれらの制度間の相互承認を推進するための国際統括組織であるPEFC評議会が運営する世界最大の森林認証制度で、木材や紙製品のほか、非木質林産物も対象としています。



(2) FSC 認証制度 (森林認証制度)

民間主導の会員制組織であるFSCによる認証制度で、木材及び非木材林産物を対象とし、消費者が適切に経営された森林から製品を識別できるようにしています。



【具体的施策 No.32】

取組み	民間事業者などの自主的な取組みを促進します
内容	「大阪市環境表彰」など既存の表彰制度の活用や、民間事業者などの取組みを情報収集し、好事例については大阪市として積極的にPRするなど、生物多様性保全に向けた民間事業者などによる自主的な取組みを促進します。
関係所属等	環境局

方針 生物多様性に配慮した生活への変革

他地域の生物多様性に好影響を与える生産・消費の波及をめざし、生物多様性に配慮した情報発信、大阪市役所などの調達における生物多様性に配慮した製品の利用の推進などに取り組みます。

【具体的施策 No.33】

取組み	食品ロスの削減に向けた普及啓発を進めます
内容	市民や食品関連事業者などに対して、食べられるのに廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の削減に向けた普及啓発を進めます。
関係所属等	環境局

【具体的施策 No.34】

取組み	「賢い消費者（スマートコンシューマー）」への変革を促します
内容	市民や民間事業者などに生物多様性に配慮した「賢い消費者（スマートコンシューマー）」として行動していただくため、生物多様性に配慮した製品であることを証明する環境認証制度をホームページなどで紹介することなどにより、生物多様性に配慮した製品を消費者に選択していただけるよう、意識向上を図ります。
関係所属等	環境局

（コラム 25） 生物多様性保全に貢献している認証制度

生物多様性に配慮した木材製品調達を促す認証制度（コラム 24 参照）のほか、農水産業においても、独立した第三者機関による認証制度があり、生物多様性の保全に配慮して生産・捕獲されたコーヒーやバナナ、魚介類、パーム油などに対してラベルが付与されています。また、日本国内では、兵庫県豊岡市の「コウノトリ育むお米」のように、生態系に配慮し、無農薬・減農薬で栽培された認証米が、生態系だけでなく人間の健康にもよいとして全国に出回っています。このような認証制度を広く普及させていくためには、環境意識の高い人だけでなく健康を気遣う消費者にも認知され、受け容れられることが重要と言えるでしょう。

（主な認証制度）

（1）MSC 認証制度

責任ある漁業を推奨する国際的な非営利団体である海洋管理協議会による認証制度で、水産資源や海洋環境を守って獲られた天然水産物を認証しています。



（2）国際フェアトレード認証制度

国際フェアトレードラベル機構による認証制度で、原料の生産から完成品となるまでの全過程において、有機農法の推奨や水質・土壌保全などの生産地の環境保全に関する規約や、生産者への最低価格保障などの社会的な基準を順守しているコーヒーやバナナ、カカオ、綿製品などの製品を認証しています。



（3）RSPO 認証制度

パーム油は世界一消費量の多い植物油ですが、マレーシアやインドネシアではパーム油を生産するアブラヤシ農園の拡大により熱帯雨林が伐採され、野生動物の生息地の減少など生物多様性の損失が深刻となっています。こうしたことから、手つかずの森林や保護価値の高い地域にアブラヤシ農園を開発しないなど、法的、経済的、環境・社会的要件を規定した「原則と基準」を定め、「持続可能なパーム油」を認証しています。



（4）レインフォレスト・アライアンス認証

国際的な非営利環境保護団体であるレインフォレスト・アライアンスによる認証制度で、農地拡大による森林破壊などを防止する方法として持続可能な農園などを認証しています。認証農園で生産される農産物は、コーヒー、紅茶、野菜、果物などです。



【具体的施策 No.35】

取組み	グリーン調達を推進します
内容	生産、使用、廃棄までのライフサイクルにおける環境への負荷ができる限り少ない物品を選択して購入するグリーン調達を推進します。
関係所属等	区役所、全局・室

【具体的施策 No.36】

取組み	木材利用を推進します
内容	公共建築物などでの木材利用を図るとともに、木と触れ合い、木の良さを実感できる機会を幅広く提供することにより、国内で生産された木材の利用の拡大を推進します。
関係所属等	環境局など

《コラム 26》大阪木材仲買会館

国内の森林の4割程度を占める人工林は、間伐などの手入れをせず放置しておく、木々が十分に成長せず、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全など森林の持つ多くの機能を十分に発揮できなくなります。近年、国産の木材を使うことにより、国内の森林を育て、林業の再生を図る取組みが進められています。木材は、鉄やアルミニウムと比べ、製造や加工に必要なエネルギーがとても少なく、また無数の細胞からなり、その一つ一つに熱を伝えにくい空気を含んでおり、コンクリートなどと比べて高い断熱性をもっており、木材を建築物に使用することは省エネに役立ち、地球温暖化の防止にもつながります。

木材利用の動きは、新たな技術開発を促し、新たな市場をもたらします。例えば、2000年の建築基準法改正により中高層の木造建築物が可能となり、法的要件を満たした耐火性能の高い木造建築物がここ数年の間で登場するようになりました。その一つが、大阪市西区に位置する大阪木材仲買会館です。

この会館は、国内材をふんだんに使った建物で、樹齢65年を超える2本の桜を囲むように緩やかな曲線をもったものとなっており、木のぬくもりと自然が感じられる「都市の中の森」とも呼べる魅力的な景観が創出されています。

また、会館の内部にも木材があふれ、屋内においても木のぬくもりが感じられるとともに、内部居室のどこからも桜が眺められることから、非常に快適で落ち着きのある空間となっています。



【基本戦略 D】 都市・地球環境問題に対する取組み

ねらい：大都市・大阪市の生物多様性の保全を推進するため、ヒートアイランド現象や環境汚染などの都市環境問題に取り組むとともに、市民の消費活動を支えている世界中の生物多様性に影響を与える地球温暖化に対しても、取組みを進めます。

方針 都市環境問題に対する取組み

大阪市では、昭和 40 年代には大気汚染、水質汚濁といった公害問題が生じていましたが、現在は、著しく改善されています。しかし、近年、大阪市などの大都市を中心に、ヒートアイランド現象など、新しい都市環境問題が発生しており、桜の開花日の早期化やクマゼミの増加など、市内の生き物や自然環境への影響が顕在化しています。市内の生物多様性を保全するため、グリーンインフラの概念の浸透を図りながら、これらの問題に取り組めます。

【具体的施策 No.37】

取組み	ヒートアイランド対策を推進します	
内 容	平成 26 年度に大阪府・大阪市の協力を取りまとめた「おおさかヒートアイランド対策推進計画」に基づき、ヒートアイランド対策の取組みを進めます。	
	取 組 み	具 体 的 な 内 容(例)
	人工排熱の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の断熱化、設備・機器などの省エネ・省 CO₂ 化及び運用改善 ・ エコカーの普及促進、エコドライブの実施 ・ エネルギーの見える化による省エネ意識の向上、環境家計簿の普及促進
	建物表面・地表面の高 温化抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物表面の高反射化、緑化、太陽光パネルなどによる蓄熱の低減 ・ 建物の環境配慮制度による対策の推進 ・ 道路や駐車場への透水性・保水性舗装の施工、駐車場舗装面の高反射化・緑化の促進 ・ 大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム(大阪HITEC)によるヒートアイランド対策技術の開発・普及の促進
	都市形態の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共空間、民有地での緑化の促進 ・ 都市公園や大規模緑地の整備及び適切な維持管理、校園庭の芝生化 ・ 風通しに配慮したまちづくりの推進
適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適応策として効果のある緑化手法の検討及び普及 ・ クールスポットの創出及びネットワーク化 ・ マップやHPなどを活用した身近なクールスポットの周知と活用 ・ 緑のカーテン&カーペットづくりの推進 ・ 打ち水の普及促進 	
関係所属等	区役所、都市計画局、健康局、環境局、都市整備局、建設局、水道局、教育委員会事務局、環境科学研究センターなど	
関係先	大阪府	

【具体的施策 No.38】

取組み	大阪市内の水環境を監視します
内容	<p>水は地球上の多くの生命にとって欠かせないもので、生物多様性の重要な基盤の一つであることから、大阪市内の水質を監視します。</p> <p>【モニタリング事業】 公共用水域における水質・ダイオキシン類の監視 夢洲・新島地区の廃棄物などの処分場周辺における水質・底質の監視 水道水及び水道水源における水質の監視 市内事業所の排水に対する定期的な調査 調査研究（環境中へ排出された化学物質による汚染実態調査や、未規制化学物質の分析手法開発など）の推進</p>
関係所属等	環境局、建設局、港湾局、水道局、環境科学研究センター

【具体的施策 No.39】

取組み	川や海の水質・水辺環境の改善に取り組みます
内容	<p>大阪市内の川や海をきれい・豊かにするため、行政、環境NGO/NPO、民間事業者などが連携して、様々な取組みを推進します。</p> <p>【主な取組み】 合流式下水道の改善：雨水と家庭や事業場から排出される汚水を同じ下水管に集めて流す合流式下水道では、雨の強さが一定の水準を超えると、雨水の汚れの一部やごみなどが河川などに直接放流され、水質汚濁の原因のひとつになっているため、降雨初期の汚れた雨水を一時的に貯留し、晴天時に下水処理場で浄化する雨水滞水池の建設や、下水処理場において雨天時に処理する水量を増大させる処理法の導入を進めます。 下水の高度処理施設の整備：市内河川の汚れの原因や大阪湾の赤潮発生の原因となるリンや窒素、有機物など（BOD）をできる限り除去するため、既存の水処理施設の改築にあわせて、高度処理施設の整備を進めます。 水質総量削減に向けた取組み：大阪湾の水質を改善するため、瀬戸内海を対象とした第8次総量削減計画に基づき、大阪府、関係団体などと連携して、COD、窒素含有物、リン含有物のそれぞれについて、生活排水、産業排水、その他の発生源別の削減目標値を達成するための取組みを推進します。 港湾・河川の水質を改善するため、川底・運河の底に堆積している土砂やヘドロの除去作業などに取り組みます。</p>
関係所属等	区役所、環境局、建設局、港湾局

【具体的施策 No.40】

取組み	環境影響評価の手続き段階において適切な環境配慮を促進します
内容	<p>環境影響評価の各手続き段階において、「生物多様性の確保及び自然環境の保全」と「人と自然との触れ合い」など適切な環境配慮を事業者に促します。</p>
関係所属等	環境局

【具体的施策 No.41】

取組み	まちの美化活動を推進しよう
内容	<p>生き物も住みやすいまちづくりを推進するため、行政、環境NGO/NPO、市民、民間事業者などが連携して、街中や道路などの清掃や、不法投棄ごみの処理など、まちの美化活動を推進します。</p> <p>【主な取組み】</p> <p>市民などの協力を得ながら、道路や公園などの清掃活動を実施します。</p> <p>「まち美化パートナー制度」を活用した、大阪市と覚書を交わしたボランティア団体による定期的な清掃、美化啓発活動を実施します。</p> <p>門前清掃の実施及び各種団体などへの一斉清掃の取組みを促進します。</p>
関係所属等	区役所、環境局、建設局
関係先	市民、環境NGO/NPO、民間事業者

方針 地球温暖化に対する取組み

地球温暖化に代表される気候変動は、ヒートアイランド現象による都市の高温化と相まって、大阪市の生物多様性にも少なからず影響を与えていると言われています。今後、地球温暖化が進み、例えば地球の平均気温が4℃上昇した場合、動植物の40%以上の種が絶滅する恐れがあると報告されており、大阪市内の生物多様性も大きく変わってしまうかもしれません。そのような事態を回避するためにも、地球温暖化対策に取り組みます。

【具体的施策 No.42】

取組み	大阪市内から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組みを進めます																															
内 容	「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」に基づき、市民、事業者などと連携し、大阪市内から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組みを進めます。																															
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施策</th> <th style="width: 50%;">主な取組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標の達成に向けた施策（二〇二〇年度）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)再生可能エネルギーの利用の促進</td> <td>・太陽光発電の導入促進、太陽熱利用の促進 ・地中熱、下水熱の活用の検討 など</td> </tr> <tr> <td>(2)市民・事業者の省エネルギー・省CO₂などの促進</td> <td>・建築物における対策の推進 ・事業所における省エネルギー・省CO₂の推進 など</td> </tr> <tr> <td>(3)地域環境の整備の促進（交通・物流対策、緑化、低炭素型の都市づくり）</td> <td>・公共交通機関の整備拡充、利用促進 ・緑化の推進 など</td> </tr> <tr> <td>(4)循環型社会の形成</td> <td>・廃棄物対策の推進 など</td> </tr> <tr> <td>(5)市民、事業者などの参加と協働、連携</td> <td>・様々な主体とのパートナーシップ ・低炭素なエネルギーの選択 ・環境教育の推進 など</td> </tr> <tr> <td>中長期を見据えた施策（二〇三〇年度）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)都市計画によるまちづくりとの連携</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)エネルギー面的利用の推進（新しいエネルギーシステム）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)地下水を活用した地中熱の導入を促進する仕組みづくり（新しいエネルギーシステム）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)水素利用の促進に向けた方策の検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)エネルギーの安定的活用の促進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)都市型バイオマスの活用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)都市間協力によるアジア諸都市などでの低炭素都市形成支援</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施策	主な取組み	目標の達成に向けた施策（二〇二〇年度）		(1)再生可能エネルギーの利用の促進	・太陽光発電の導入促進、太陽熱利用の促進 ・地中熱、下水熱の活用の検討 など	(2)市民・事業者の省エネルギー・省CO ₂ などの促進	・建築物における対策の推進 ・事業所における省エネルギー・省CO ₂ の推進 など	(3)地域環境の整備の促進（交通・物流対策、緑化、低炭素型の都市づくり）	・公共交通機関の整備拡充、利用促進 ・緑化の推進 など	(4)循環型社会の形成	・廃棄物対策の推進 など	(5)市民、事業者などの参加と協働、連携	・様々な主体とのパートナーシップ ・低炭素なエネルギーの選択 ・環境教育の推進 など	中長期を見据えた施策（二〇三〇年度）		(1)都市計画によるまちづくりとの連携		(2)エネルギー面的利用の推進（新しいエネルギーシステム）		(3)地下水を活用した地中熱の導入を促進する仕組みづくり（新しいエネルギーシステム）		(4)水素利用の促進に向けた方策の検討		(5)エネルギーの安定的活用の促進		(6)都市型バイオマスの活用		(7)都市間協力によるアジア諸都市などでの低炭素都市形成支援	
	施策	主な取組み																														
	目標の達成に向けた施策（二〇二〇年度）																															
	(1)再生可能エネルギーの利用の促進	・太陽光発電の導入促進、太陽熱利用の促進 ・地中熱、下水熱の活用の検討 など																														
	(2)市民・事業者の省エネルギー・省CO ₂ などの促進	・建築物における対策の推進 ・事業所における省エネルギー・省CO ₂ の推進 など																														
	(3)地域環境の整備の促進（交通・物流対策、緑化、低炭素型の都市づくり）	・公共交通機関の整備拡充、利用促進 ・緑化の推進 など																														
	(4)循環型社会の形成	・廃棄物対策の推進 など																														
	(5)市民、事業者などの参加と協働、連携	・様々な主体とのパートナーシップ ・低炭素なエネルギーの選択 ・環境教育の推進 など																														
	中長期を見据えた施策（二〇三〇年度）																															
(1)都市計画によるまちづくりとの連携																																
(2)エネルギー面的利用の推進（新しいエネルギーシステム）																																
(3)地下水を活用した地中熱の導入を促進する仕組みづくり（新しいエネルギーシステム）																																
(4)水素利用の促進に向けた方策の検討																																
(5)エネルギーの安定的活用の促進																																
(6)都市型バイオマスの活用																																
(7)都市間協力によるアジア諸都市などでの低炭素都市形成支援																																
関係所属等	区役所、全局・室																															

【具体的施策 No.43】

取組み	大阪市の役所における温室効果ガス排出の削減に向けた取組みを推進します		
内容	<p>大阪市における温室効果ガスの排出削減を、事業所としての大阪市の役所が率先して進めるため、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」に基づき、大阪市の役所の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減に取り組みます。</p>		
	基本方針	主な取組み	
	公共施設における低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・LED照明など高効率な省エネ機器への更新 ・ESCO事業の実施 ・太陽光発電の導入 ・日常的な施設・設備の運用改善 など 	
	ごみの減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却量の減量化 など 	
	車両対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車へのエコカー導入 	
	職員による環境マネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・不要照明の消灯 ・冷暖房負荷の低減 ・設備の運転方法の見直し など 	
未利用エネルギーの有効活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・消化ガス発電、小水力発電、ごみ焼却熱による発電 		
関係所属等	区役所、全局・室		

方針 国際貢献

世界中の生物多様性の恵みに支えられている私たちにとって、地球温暖化や環境破壊などによって世界各地において生態系が失われつつあることは非常に大きな問題であると言えます。この大きな問題に取り組むにあたっては、大阪市内だけでなく、日本国内、さらには全世界に目を向ける必要があると言えます。大阪市では、発展途上国における温室効果ガス削減などの環境保全に資する取組みを推進するため、民間企業、関係団体などと連携しながら、以下の具体的施策に取り組めます。

【具体的施策 No.44】

取組み	都市間協力によるアジア諸都市などへの低炭素都市形成支援を推進します
内容	<p>平成 28 年 9 月に調印した「ホーチミン市低炭素都市形成の実現に向けたホーチミン市-大阪市の協力関係に関する覚書」に基づき、「ホーチミン市気候変動対策実行計画(2017 年-2020 年)」の進捗管理のための人材育成や官民連携プロジェクトの創出などを通じて、官民連携により、ホーチミン市の低炭素化の推進に貢献します。</p> <p>また、民間事業者の海外進出や大阪・関西経済の活性化を図るために立ち上げた産学官による「Team OSAKA ネットワーク」の活動を通じて、ホーチミン市をはじめ、アジア諸都市などにおいて、二国間クレジット制度(JCM)などを活用したプロジェクトを創出する取組みを推進します。</p>
関係所属等	環境局

《コラム 27》 ホーチミンシティにおける主な取組み



覚書調印後に握手する両市長
(左) 吉村洋文 大阪市長
(右) ゲン タイン フォン
ホーチミン市人民委員会委員(市長)

ホーチミン市低炭素都市形成の実現に向けたホーチミン市-大阪市の協力関係に関する覚書(平成 28 年 9 月 6 日)

- ・ホーチミン市気候変動実行計画(以下「実行計画」という。)の着実な実施に向けた進捗管理のための人材育成
- ・実行計画に掲げた目標達成に向け、施策の円滑な推進、温室効果ガス排出量の調査や評価に関する必要な専門的な技術や知識の共有
- ・低炭素都市形成に向けたプロジェクト創出
- ・地球温暖化防止に関する普及啓発や情報発信
- ・市長級政策対話を年 1 回程度継続的に実施

産学官の Team OSAKA ネットワーク参加事業者による JCM を活用したプロジェクトの創出



太陽光発電設備の導入
(ショッピングモール)

Team OSAKA ネットワークとは、環境技術を有する大阪・関西などの事業者(100 社以上参加)と(公財)地球環境センター(GEC)、UNEP(国連環境計画)国際環境技術センター(IETC)や大阪市などが連携する産学官のプラットフォーム。

JCM(Joint Crediting Mechanism)とは、日本政府が提案した開発途上国への温暖化対策支援制度。日本の優れた低炭素技術や資金などを活用して、開発途上国において温暖化対策を実施し、これによる温室効果ガス削減量の一部(貢献分)を日本の削減目標の達成に活用するもの。